

南部大阪都市計画尺度地区地区計画の決定（羽曳野市決定）

都市計画尺度地区地区計画を次のように決定する。

（１）地区計画の方針

令和５年11月14日 市告示第319号

名	称	尺度地区 地区計画
位	置	羽曳野市尺度 地内
面	積	約3.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は羽曳野市の南部に位置し、南阪奈道路及び羽曳野インターチェンジに近接していることから、交通アクセスの利便性を活かした、物流業務地の形成を図るため、地区計画の策定により、建築物等の規制、誘導を行い、秩序ある地区の形成を行う。
	土地利用の方針	交通アクセスの利便性を活かした物流業務地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	周辺環境に配慮し、緑地及びその他公共空地（1ha当たり600㎡の雨水貯留槽）を地区施設として位置づける。
	建築物等の整備の方針	周辺環境と調和した地区の形成を図るため、建築物に関する制限を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かな潤いのある良好な環境の形成を図るため、計画地の周辺沿いの緑化に努める。

（２）地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	緑地	緑地 約1,158㎡
		その他公共空地	雨水貯留槽① 約 400㎡ 雨水貯留槽② 約 516㎡ 雨水貯留槽③ 約 358㎡
区 整 備 に 関 す る 計 画 項 目	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)輸送、保管、荷捌き、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務の用に供する倉庫、作業場又は事務所 (2)前号の建築物に附属するもの	
	建築物の容積率の最高限度	150%	
	建築物の敷地面積の最低限度	20,000㎡	
	建築物等の高さの最高限度	20m	
	建築物の緑化率の最低限度	20%	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状・色合いのものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面して、かき又はさくを設置する場合は、生垣あるいは鉄柵・パイプフェンス等透視可能なものとし、さくの内側に沿って緑化を施したのものとする。	
備	考		

「地区計画の区域、地区整備計画及び地区施設の位置は計画図表示のとおり」